

**茨城県港湾事業公営企業会計移行支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この要領は、茨城県港湾事業公営企業会計移行支援業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

2 業務委託に係る仕様

「茨城県港湾事業公営企業会計移行支援業務委託仕様書」のとおり

3 委託条件等

(1) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(2) 委託料

22,220,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

4 資格要件

プロポーザルに応募できる者は、法人その他の団体（以下「団体」という。）であつて、以下の全ての要件を満たす団体とする。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項（令和8年告示第254号）に基づく物品調達など競争入札参加資格を有する者であること。
ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (7) Pマーク（プライバシーマーク）またはISMSを取得している者であること。
- (8) 国又は地方公共団体が発注する、本委託業務と同種又は類似の業務を受託した経験を有する者であること。

5 応募手続き等

(1) 提出書類

- ア 企画提案提出書（様式第1号）
- イ 法人の概要が記載された資料（パンフレット等）
- ウ 応募資格誓約書（様式第2号）

- エ 参加者名義のPマーク（プライバシーマーク）またはI SMSの登録証写し
- オ 過年度における同種又は類似業務の受託実績（様式第3号）
- カ 企画提案書（任意様式）
- キ 経費積算書（任意様式）

(2) 提出期限

令和8年5月22日（金）17時まで（必着）

(3) 提出先

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県土木部港湾課 港湾経営室 経営管理G担当（担当：今野）

電話 029-301-4521

E-mail kowan1@pref.ibaraki.lg.jp

(4) 問合せ先

上記（3）と同様

(5) 提出部数

上記（1）のうち、ア～オは正本1部、カ及びキは正本・副本併せて5部

(6) 提出方法

上記（1）の紙書類を郵送又は持参にて提出（電子メール等での提出は不可）

(7) 留意事項

- ア 企画提案は、1法人につき1件とする。
- イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。
- ウ 提出された書類の内容は、変更することができない。
- エ 提出された書類等は、返却しない。
- オ 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出する。
- カ 提案のための費用は、提案者の負担とする。
- キ 採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。

6 質問の受付及び回答

本要領や仕様書の内容についての質問は、次により質問書を提出することとし、異なる形式での質問については回答しないこととする。

(1) 提出期限

令和8年5月15日（金）17時まで（必着）

(2) 提出書類

質問書（様式第4号）

(3) 提出方法

上記5（3）のメールアドレスへ提出すること。提出後は提出先へ必ず電話で到着確認を行うこと。

(4) 質問に対する回答

質問書を提出した者に対し、電子メール又はFAXで回答する。

なお、質問及び回答はホームページ上で公表することとし、本要領及び仕様書の内容以外の質問については、回答しないこととする。

7 審査方法等

(1) 審査方法

ア 提出された企画提案書は、担当部局内に設置したプロポーザル審査委員会において審査する。

イ 審査においては、提出された企画提案書を基に、書面審査を行う。

ウ 企画提案内容について、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 審査結果の通知

プロポーザル審査委員会の審査結果に基づき、業務受託候補者を選定し、選定後は電子メールにて速やかに通知する。なお、審査結果についての異議申立ては認めない。

(3) プロポーザルの審査項目

項目	審査基準
業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none">・業務を確実に遂行できる人員体制を確保しているか。・委託者からの問合せ・相談等に対する支援体制はあるか。・機密内部情報を適切に管理・保護することができるか。
移行支援計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・令和11年度の法適用に向けて、実現可能性の高い移行支援計画（公営企業会計システムの導入提案を含む）が策定されているか。・当年度の業務について、具体的な実施手法及びスケジュールが示されているか。
専門性・適格性	<ul style="list-style-type: none">・法適用のための事務手順に精通しているか。・港湾特有の資産に対する調査・評価に係る説明はあるか。・同種又は類似業務を受託した実績はあるか。
コスト	<ul style="list-style-type: none">・業務遂行のために必要な経費を適切に計上しているか。・見積提示金額が提案内容に照らして妥当なものであるか。・次年度以降の業務委託の概算必要額が妥当なものであるか。 （公営企業会計システムの導入費用は含まないものとする）

8 受託候補者選定後の手続き

(1) 茨城県と受託候補者は、提出書類を基に具体的な協議を行い、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「規則」という。）等の関係法令の規定に基づき、委託契約を締結するものとする。

(2) 茨城県は、協議等の後、受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上、随意契約による契約手続きを行う。

(3) 茨城県は、最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の提案業者と交渉を行うこととする。

(4) 契約書の作成の際に必要な経費は、全て受託候補者の負担とする。

9 その他留意事項

(1) 受託者は、個人情報情報の取扱いには厳重に注意し、漏洩、滅失等がないよう、その管理を徹底しなければならない。

(2) 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了した後でも同様とする。

- (3) 受託者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第138号第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 業務の成果は茨城県に帰属する。